



確定申告だより

令和 7 年 12 月

板橋税務署

板橋区大山東町 35-1
Tel 03-3962-4151 (代)

発行：板橋税務署・税務関係六団体 協賛：板橋区町会連合会

書かない✕確定申告 マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



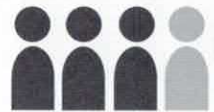
24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 1月22日(木)・1月23日(金)	常盤台地域センター	板橋区常盤台4-14-1
令和8年 1月27日(火)～1月30日(金)	高島平区民館	板橋区高島平3-12-28
令和8年 2月3日(火)・2月4日(水)	成増アクトホール	板橋区成増3-11-3-405号
時 間	対 象 者(注1)	事 前 申 込
【事前申込をお願いします】 【受付】 午前9時から 午後3時30分まで 【相談】 午前9時30分から 午後4時まで	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 混雑回避のため、 オンラインによる事前申込 を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で 電話での受付は行っておりません ので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト



そ の 他

- 持ち物は、次頁の「確定申告会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、次頁下部に記載の提出先に郵送でご提出いただくか、板橋税務署に直接お持ちください。
- **各会場の初日は、大変混雑することが予想されます。**
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- **受付時間前の来場はご遠慮ください。**
- 各会場への電話でのお問い合わせ及びお車での来場はご遠慮ください。

(注) 1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、**事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方**を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は「ペルサル渋谷 ファースト(渋谷区東1-2-20)」で開催します。	板橋税務署	板橋区 大山東町35-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで ※ 原則、オンライン事前予約が必要です。

お持ちいただきたいもの	事前準備
① マイナンバーカード(下欄を参照し、失効や有効期限切れとなっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ e-Taxの利用者識別番号(ID)・パスワードが分かる書類 (ID・パスワード方式の届出完了通知など) ④ スマートフォンまたはタブレット ⑤ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類	来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 

マイナンバーカード
のパスワードを失念
した方はこちら



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、配付数には限りがあり、無くなり次第終了となります。また、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合には、事前予約は不要です。(郵送の場合には、下部に記載の宛先にご提出ください。)

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

注意事項

1月8日(木)～2月13日(金)に税務署での相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

- ※ 当日入場整理券の配付はありません。
- ※ 2月13日以前は電話予約を受け付けておりますが、確定申告期は電話でのお問合せが多くなりますので、オンライン事前予約をご利用ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の**失効**や**有効期限切れ**にご注意ください！

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載に変更があると、署名用電子証明書が**失効**している場合があります

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

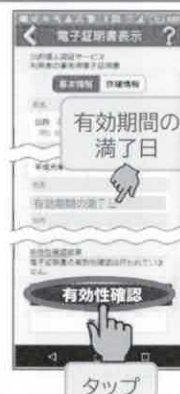
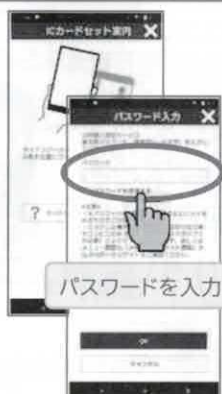
有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



【Androidの方はこちら】 【iPhoneの方はこちら】



「失効済み」「有効期限切れ」の場合は、板橋区役所で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室(板橋税務署)

令和7年分確定申告の申告・納付の期限等

	申告・納付期限	口座振替をご利用の方の振替日
所得税及び復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
個人消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)
贈与税	令和8年3月16日(月)	ご利用できません。

使ってみると便利です！キャッシュレス納付！

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方におススメです。

- ✓ 申請手続は最初だけ！初年度以降は自動で引き落とし！
- ✓ オンラインでも申請が可能！
- ✓ 詳細はこちら -----▶



インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

- ✓ パソコンやスマホから簡単に納付！
- ✓ 詳細はこちら -----▶



クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

- ✓ 事前手続きは不要！
- ✓ 詳細はこちら -----▶



※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。

スマホアプリ納付

6つのPay払い（〇〇ペイ）から納付する方法です。

詳細はこちら -----▶

※ 令和7年2月1日からe-Taxを経由するアクセス方法に集約されました。



ダイレクト納付

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で納付することができる便利な電子納税の手段です。

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できる！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができる！

○ ダイレクト納付を始めるには？

- ✓ ダイレクト納付が利用可能な金融機関に預貯金口座があること！ 確認はこちら -----▶
- ✓ （初めての方は）e-Taxの利用開始手続からスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が可能！
詳細はこちら -----▶



自動ダイレクト実施中！

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項をチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

- 利用条件
 - ・ 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
 - ・ 法定納期限内に申告手続をする場合
- 利用可能額
 - ・ 法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として下表の額を超えると自動ダイレクトは利用できませんので、ご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



チャットボット(ふたば)

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

国税庁 税について調べる

タックスアンサー

国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます！



▶ 国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください。

0570-00-5901（全国一律料金） 受付時間 平日8:30～17:00

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

○ 税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格のない者が、税務の相談・書類作成・代理をすることは法律で禁じられており、依頼者が不測の損害を受けるおそれがありますので、ご注意ください。